

○総務省告示第九十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣 川端 達夫

イソマルサットC型
イソマルサットD型
イソマルサットF型
イソマルサットM型
イソマルサットミニM型
イソマルサットB G A N型
NーS T A R衛星船舶電話（空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能をもつもの）

別表第十号の第2の表中

IMD
IMF
IMM
IMMM
IMBGAN
NST

を

インマルサットC型
インマルサットF型
インマルサットM型
NーSTAR衛星船舶電話（空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能をもつもの）

に改める。

IMC
IMF
IMM
NST

別表第二十三号の表中

IMBGAN

を

設備規則第49条の24第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備
設備規則第49条の24第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備
設備規則第49条の24第8項に規定する携帯移動地球局の無線設備

I M B G A N
I M G S P S

に改める。

○総務省告示第九十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第二十四条第二十八項及び第四十九条の二十四第八項第四号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十六号（インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣 川端 達夫

第七の次に次のように加える。

第八 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットG S S P S型の無線設備

一 一般的条件

第一の一の条件に適合すること。

二 送信装置

1 等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）一・五デシベルから（十）一・五デシベルまでの範囲とする。

区 別	等 価 等 方 輻 射 電 力
主として船舶に設置されるもの	（一）七デシベルから（十）九デシベル（いずれも一ワ

	ツトを○デシベルとする。以下この表及び2の表において同じ。)までの範囲
主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの	(一) 五デシベルから (十) 一一デシベルまでの範囲
その他のもの	(一) 七デシベルから (十) 五デシベルまでの範囲

2 搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯	等価等方輻射電力
九kHz以上五〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 八五デシベル以下
五〇MHz以上五〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 八五デシベル以下
五〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の三MHzの帯域幅における平均電力が(一) 八五デシベル以下
一、〇〇〇MHz以上一、五九六・五MHz未満	任意の三MHzの帯域幅における平均電力が(一) 七五デシベル以下

<p>一、五九六・五MHz以上一、六〇六・五MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p>
<p>一、六〇六・五MHz以上一、六一六・五MHz未満</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p>
<p>一、六一六・五MHz以上一、六二一・五MHz未満</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p>
<p>一、六二一・五MHz以上一、六二四・五MHz未満</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p>
<p>一、六二四・五MHz以上一、六二六・五MHz未満</p>	<p>搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz未満の場合には任意の七・五kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz以上の場合には任意の二五kHz幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p>
<p>一、六二六・五MHz以上一、六三〇・五MHz未満</p>	<p>搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz未満の場合には任意の七・五kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz以上の場合には任意の二五kHz幅における平均電力が(一)八四デシベル以下</p>

三 受信装置

<p>一、六六〇・五MHz以上一、六六二・五MHz未満</p>	<p>搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz未満の場合は任意の七・五kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz以上の場合は任意の二五kHz幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p>
<p>一、六六二・五MHz以上一、六六五・五MHz未満</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p>
<p>一、六六五・五MHz以上一、六七〇・五MHz未満</p>	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p>
<p>一、六七〇・五MHz以上一、六八〇・五MHz未満</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p>
<p>一、六八〇・五MHz以上一、六九〇・五MHz未満</p>	<p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p>
<p>一、六九〇・五MHz以上一・七GHz未満</p>	<p>任意の三MHzの帯域幅における平均電力が(一)七五デシベル以下</p>

副次的に発する電波等の限度は、第八の二の2に規定する等価等方輻射電力の値を超えないも

のであること。

○総務省告示第九十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百五十三号（無線設備規則第十四条の二第一項の規定を適用するところが不合理な無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣 川端 達夫

本則中「又は広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局のうち、携帯して使用するために開設するもの以外の無線設備」を「、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局又はインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGPS型に限る。）のうち携帯して使用するために開設する無線局の無線設備であつて、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの」に改める。

○総務省告示第九十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣 川端 達夫

第一項中「第四十九条の二十三第二号」の下に「又は第四十九条の二十四第七項若しくは第八項」を加える。

○総務省告示第九十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条第八号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣 川端 達夫

第三項第一号(八)中「G一D電波四〇一・六二MHz」を「F一D電波四〇一・五九五MHz又はG一D電波四〇一・六二MHz」に改める。